

介護保険料(本算定)の 決定通知書をお届けします

平成20年度の介護保険料は、平成20年度の市民税課税内容が決定していなかったため、暫定的な保険料額としていましたが、今回、保険料額が確定しましたので、決定通知書をお届けします。

かない場合や、ご不明な点はお問い合わせください。

介護保険課(内線504・548)・各総合支所介護保険担当課

●年金から天引きされる方(特別徴収者)

10月・12月・2月の年金から自動的に天引きされる金額を通知します。なお、今年の10月から新規に年金天引きが開始する方は、8月納入分の納付書も別にお届けしますので納め忘れないようお願いいたします。

●納付書・口座振替などで納入する方(普通徴収者)

8月・10月・12月・2月の4回で納入していただく納付書をお届けします。なお、口座振替や納税組合を通じて納入する方は金額だけの通知となります。

※平成18年度の税制改正の影響により所得段階区分が上がる方は、保険料負担の急激な増加を避けるため、緩和措置があります。(激変緩和措置)

※8月中旬ごろまで納付書が届

～石巻市の介護保険料(年額)～

新段階	対象者	介護保険料	
		割合	年額
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額 × 0.5	19,200円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方(合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の場合)	基準額 × 0.75	28,800円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方(第2段階以外の方)	基準額	38,400円
第4段階	本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)	基準額	48,000円
第5段階	本人が市民税課税の方(合計所得金額が200万円未満の場合)	基準額	57,600円
第6段階	本人が市民税課税の方(合計所得金額が200万円以上の場合)	基準額 × 1.5	

市民課からお知らせ

市民課
(内線258・261)

◆市民課窓口を毎週月曜日延長

いたします

市民の皆さんへのサービス向上を図るため、窓口の業務時間延長(毎週月曜日午後7時まで)を行っています。

通常の時間帯で市役所に来られない方は、ぜひ、ご利用ください。

●期間 平成21年3月までの毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日)

●時間 午後7時まで

●取扱業務 住民票の発行、印鑑登録証明書の発行、戸籍謄抄本の交付

●時間延長で対応できないもの
○印鑑登録・暗証番号登録など
○転入、転出、転居などの異動手続きおよび戸籍に関する届け出

※総合支所および支所では窓口の時間延長は行っていません。

◆住民票や戸籍の申請などには、運転免許証などの本人確認書類が必要です

5月1日から、個人情報情報が他人に不正に取得されることを防ぐため、住民票や戸籍証明書(戸籍謄抄本など)を申請するときは、窓口で本人を確認する書類が必要となりました。

窓口に来る方は、運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カードなどの官公庁発行の写真付き身分証明書など(本人確認書類)を忘れずにお持ちください。

官公庁発行の写真付き身分証明書などをお持ちでない方は、健康保険証、介護保険証、年金証書など氏名、住所、生年月日の確認できる複数の書類をお持ちいただければ申請ができます。なお、代理の方は、委任状など必要になります。

住民異動届および戸籍届出に係る「本人確認」も、これまでどおり行っていますので、ご協力をお願いします。ご不明な点はお問い合わせください。

◆証明書自動交付機休止のお知らせ

電気設備保守点検により停電となるため、8月9日(土)午前8時30分から正午まで証明書自動交付機は使用できません。ご協力をお願いします。

大規模小売店舗立地法に基づき届出の縦覧

石巻市役所庁舎予定建物(旧さくら野百貨店石巻店)の店舗面積などの変更に伴う届出の内容を縦覧できます。

縦覧期間

11月10日(月)まで(土日祝日を除く)

縦覧場所

宮城県東部地方振興事務所 県民サービスセンター(石巻合同庁舎3階) および石巻市役所商工課(第2分庁舎内)

※当該届出の内容は、宮城県経済商工観光部商工経営支援課商業振興班のホームページでご覧いただけます。

宮城県経済商工観光部商工経営支援課商業振興班

☎ 022・211・2746

事業所の皆さんへ

**事業所から排出される
資源化可能な紙類の
受け入れはできません！**

平成20年4月より石巻広域ク
リーンセンターでは、事業所か
ら排出される書類などで資源化
可能な紙類は受け入れしていま
せん。

資源化可能な紙類は、分別し
た上で、一般廃棄物収集運搬業
者に収集を依頼するなど適正な
処理をお願いします。



今月の 「市長室開放デー」は

8月21日(木) 午後1時～7時です

市民の皆さんに開かれた市政を目指す
ために実施している「市長室開放
デー」では、市長室見学や市長との懇
談ができます。

市長室の扉を開いて、市民の皆さん
をお待ちしていますので、お気軽にお
いでください。

☎ 広報広聴課 (内線398)

※都合により、開催日などが変更とな
る場合があります。

家庭用生ごみ減量対策 補助金制度

夏場は特に水分を多く含む生
ごみがあります。できるだけ水気
を切るよう心がけましょう。

市では、生ごみを自宅で堆肥
化、または減量化しようとする
方を支援するため、補助金を交
付しています。

○家庭用電気式生ごみ処理機

○発酵容器 (通称：EM発酵容
器)

○生ごみ減量容器 (通称：コン
ポスト)

※補助要件・申込方法について
は、直接お問い合わせくださ
い。また市のホームページに
も掲載しています。

☎ 廃棄物対策課 (内線510)

国民年金の 「任意加入」制度を ご存じですか

国民年金は、保険料を納めた期間に
応じて、受け取る年金額が決まりま
す。

20歳から60歳まで40年間保険料を納
めた場合、満額の老齢基礎年金を受け
取ることができます。

しかし、過去に未加入期間や未納期
間があるため、老齢基礎年金を受け取
るのに必要な資格期間25年に満たな
いときや、受け取る年金を増額したい場
合には、60歳を過ぎても、任意で国民
年金に加入し、保険料を納めることが
できます。

任意加入の申し込みは、年金の加入
月数を社会保険事務所で確認の上、市
役所または社会保険事務所で行って
ください。なお、納入は、原則として口座
振替となりますので、口座振替納付
申出書に金融機関などの確認印を受
け、任意加入の申し込みと同時に提出
してください。

☎ 石巻社会保険事務所 ☎22-5117・
保険年金課 (内線256・257)・
各総合支所市民生活課・各支所

認定証の更新は6月1日か7月1日までに

○国民健康保険限度額適用認定
証

70歳未満の方が入院したとき、
「限度額適用認定証」(70歳以
上で市民税非課税の世帯は「限
度額適用・標準負担額減額認定
証」)を医療機関に提示するこ
とで、入院時の医療費の減額な
どが受けられます。

現在、認定証をお持ちの方も
有効期限が7月31日ですので、
改めて手続きが必要になります。
持参するもの

- ・印かん(ゴム印を除く)
- ・国民健康保険証
- ・市民税非課税世帯で90日以上
入院の場合は、入院日数のわ
かる領収書など

(注)「限度額適用認定証」は、国民健康
保険の滞納がない世帯が対象となります。

○後期高齢者医療の限度額適
用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療をお使いの方
で、世帯全員が市民税非課税の
場合、入院時の食事代の減額な
どが受けられますが、認定証が
必要ですので、窓口で申請して
ください。

現在、認定証をお持ちの方も
有効期限が7月31日ですので、
改めて手続きが必要になります。
持参するもの

- ・印かん(ゴム印を除く)
- ・後期高齢者医療者証
- ・入院日数のわかる領収書など
(90日以上入院の場合のみ)

☎ 保険年金課(内線474・471)・
各総合支所市民生活課・各支
所

国民健康保険税の 納税通知書をお届けします

国民健康保険に加入している
方には、平成19年中の所得に基
づき、加入者ごとに保険料を計
算し、8月中旬に平成20年度保
険納税通知書を郵送します。

なお、平成20年度の国民健康
保険税率については、合併時の
協定に基づき旧1市6町ごとの
不均一課税となっています。

※納税通知書が届かない場合、また
は不明な点がありましたら、お住
まいの地区の国民健康保険担当窓口まで
お問い合わせください。

国民健康保険税の 減免申請はお早めに！

事業の倒産または世帯主の疾
病などで、今年の所得が前年よ
り急激に減少した場合、国民健
康保険税の減免を申請すること
ができます。

申請には、平成20年1月から
12月までの見積所得金額を確認
する必要がありますので、申請
時までに得た所得と申請後の見
積所得がわかる資料および印か
んを持参して申請してください。
なお、申請期限は納期限の10
日前までとなっています。

☎ 保険年金課(内線249)・
275・649)・各総合支所市民
生活課